

# 令和6年度 放課後児童クラブの利用申込みについて

- 1 受付期間 令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木)
- 2 提出場所 御前崎市社会福祉協議会
- ・ふれあい福祉センターなごみ (開館日時;月～金 8:15～17:00 祝日は除く)
  - ・浜岡福祉会館 (開館日時;火～土 8:15～17:00 祝日は除く)

※こども未来課では、受付ができません。

3 提出書類 ① 放課後児童クラブ利用申込書

② 添付書類

(1) 調査票(利用申込書裏面)

利用の形態、送迎時間、家族の状況等について、記入してください。

(2) 就労証明書(コピー可)

父母・祖父母等が勤務している方や勤務予定の方について提出してください。

自営業または農業や漁業に従事している方は、就労証明書に令和4年分の確定申告書の写しを添付してください。

※ 70歳以上の祖父母の勤務・採用予定証明書は提出不要です。

(3) 医師の診断書

父母・祖父母が病気療養中の場合は、必要となります。

4 書類配布 令和5年10月20日(金)～

市役所こども未来課、社会福祉協議会、各放課後児童クラブ、各園で配布します。また、社会福祉協議会ホームページからも書類をダウンロードできます。

※ 令和6年度保育園等の入園申込みをされる方は、そちらに提出する書類の写しを添付することができます。(②の(2)、(3)の添付書類)

5 選考方法 申込者数が定員を超えた場合、希望しても利用できないことがあります。その場合、次の①または②の優先順位により利用者を決定します。(勤務形態、調査票の内容等を併せて考慮します。)

① 低学年を優先します。

② 次の順序で優先します。

1) ひとり親世帯

2) 核家族世帯

3) 母子・父子で祖父母同居世帯

4) 両親と祖父母同居世帯

※ 住民票は別でも同じ敷地内等に居住の場合は、同居とみなします。

※ 祖父母同居世帯は祖父母も勤務している等により、日常的に昼間子どもの世話をしている人がいない児童の家庭が対象となります。

6 今後の予定 2月中旬 利用承認・不承認通知を発送

3月上旬 利用者説明会を開催

4月1日～ 利用開始

※ 新1年生で長期休業日利用者は、4月1日～入学式前日までの春休みも利用できます。

7 問合せ先 社会福祉協議会 電話 0548-63-5294(利用申込み、日常の運営管理)

市役所こども未来課 電話 0537-85-1120(利用料金について)



# 御前崎市放課後児童クラブ概要

(令和6年度)

## 1 利用できる児童

- (1) 小学校1～6年生の児童
  - (2) 保護者が共働き等の理由により、日常的に昼間子どもの世話をする人がいない家庭の児童
- ※ 申込者数が定員を超えた場合、希望しても利用できないことがあります。

## 2 開設日

月～金曜日（祝日、お盆期間、年末年始を除く）

## 3 開設時間

- (1) 通常期（登校日）・・・ 放課後 ～ 午後5時30分
- (2) 長期休業日（学校休業日）・・・ 午前7時30分 ～ 午後5時30分

※ 開設時間外延長利用申請を提出され、承認を得られた方は、最大午後6時30分まで受け入れます。なお、開設時間外延長時間を利用された場合は、1回（日）当たり100円を利用料金とは別にご負担いただきます。

※ 開設時間内の送迎を遵守してください。

## 4 利用登録の区分

- (1) 利用形態(1)（通常期（登校日）、通常期（登校日）＋長期休業）  
○学校がある日のみを利用、又は学校のある日、長期休業日の全てを利用
- (2) 利用形態(2)（長期休業日（学校休業日））  
○学年始休業日（4月）、夏季休業日（7～8月）、冬季休業日（12月～1月）、学年末休業日（3月）のみを利用

## 5 利用料金

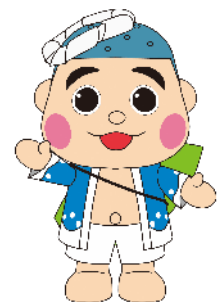
別紙「放課後児童クラブ 利用料金表」を参照してください。また、利用料金は、原則として口座振替によりご納付いただきます。

※ 利用を予定していた月の一部または全ての利用がない場合でも、利用変更の手続きをされないと、ひと月分の利用料金をいただくことになります。

## 6 開設場所

### 〔開設場所〕

第一小放課後児童クラブ（はっぴい）	放課後児童クラブ棟
第一小	（第2教室） 北校舎1階西端 図工室
浜岡東小	南校舎1階東端 学童教室
浜岡北小	校舎1階東端 図工室
白羽小	体育館2階 学童教室等
御前崎小	放課後児童クラブ棟



## 7 問合せ先

社会福祉協議会 電話 0548-63-5294 FAX0548-63-5299 (利用申込、日常の運営管理)  
市役所こども未来課 電話 0537-85-1120 FAX0537-85-6636 (利用料金)

※ 放課後児童クラブの運営について、各小学校は関与していませんので、ご注意ください。

